

## 唐代の課について

松永, 雅生

<https://doi.org/10.15017/2335148>

---

出版情報 : 史淵. 55, pp.71-95, 1953-02-05. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 唐代の課について

松 永 雅 生

## 一、唐代に於ける課の諸義

唐代勳官が賦與せられた諸恩典中、課役免除の一件は開元二十五年に至つても堅持せられていたのに、冊府元龜卷六・帝王部・發號令門三・開元十九年二月乙酉の詔には

比者天下勳官加資納課。又因犯入罪。

とあつて、開元十九年當時勳官が課を納めていたことが見え、同様に課役免除であつた防閑・庶僕・白直註等が、通典卷三・職官七によると

其防閑・庶僕・白直・士力納課者。毎年不過二千五百。

とて、毎年二千五百文以内の課を納れていたことが知られ、同じく課役免除者の納課したものに中男門夫がある。即ち新唐書卷五・食貨・開元十八年の條に

謂之門夫。番上不至者。閏月督課爲錢百七十。忙月二百。

とある。以上勳官・防閑・庶僕・白直及び中男門夫の他、親事・帳内等の納れた年間千五百文の品子課もその例に數え得るが、課役免除者の納課とは如何に解すべきであらうか、ここに課役の課と單獨の課とを同一概念では律し得ぬ唐代稅役上の一問題の伏在を窺わせる。

又冊府元龜<sup>卷五</sup>・邦計部三・俸祿門・乾封元年八月の詔には

京文武官應給防閑・庶僕・俸料。始依職事品。其課及賜各依本品。

とあつて、京文武官收入の一に課があり、此の課と同系統のものと思われものに、全唐文<sup>卷六</sup>・憲宗<sup>第六</sup>・以戸部錢充州縣官課料救には

宜以戸部錢五萬五千貫文。充加置州縣官課料。

とて、課料が州縣官の收入であつたことを示している。料は俸料であるとすれば、課は前例のそれと類似概念と考えられる。更に舊唐書<sup>卷一四五</sup>・列傳・廻紇・永泰元年秋閏十月の條に

時帑藏空虛。朝官無祿俸。隨月給手力。謂之資課錢。稅朝官閏十月十一月十二月課。以供之。

とある。後文の課は上の資課錢を指すことは明かで、この課も亦前記「課料」「其課」の課と同様官吏俸の一部(又は全部)を占めていたものと解せられる。以上、官吏俸の一要素たる課・課料・資課錢等に共存の課が、先述の勳官・防閑・門夫等の課と同一に解し難いことは、前者が官吏の收入に歸するに對して後者が勳官等の納付すべきものであることから知られよう。

從來吾が東洋史家は「課は租調である」といふ、或いは「課は雜徭なり」といつて、夫々自己の解する一概念を以て、唐代稅役上の課を一貫しようとした。今かりに課を租調の意のみに解すれば、冊府元龜<sup>卷四</sup>・邦計部<sup>第五</sup>・賦稅門・天寶八載正月勅の

其承前所有虛掛丁戶。應徵租庸課稅。令近親隣保代輸者。一切並停。

に於ける租庸課稅、及び舊唐書<sup>卷四</sup>・食貨<sup>第一</sup>・元和十五年八月・中書門下奏文中の

如大曆已前。租庸課調不計錢。令其折納。使人知定制供辦有常。

の租庸課調等の課には全く行き詰らざるを得ず、又若し課を雜徭の意のみに解すれば、鳴沙石室佚書・水部式に

都水監漁師二百五十人(中略)並簡善採捕者爲之。免其課役及雜徭。

とて、都水監漁師には課役及び雜徭を免ず、とあることより課役の課が通じなくなる。

以上、唐代税役上に於ける課を鳥瞰したに過ぎぬが、これら數例を以てしても、課には性質を異にする諸概念を包含していることが推察出来る。而かもこれら性質を異にするものを一様に課を以て呼ぶ所に、異説を生ずる所以ありと思われる。然らば勳官・防閑等の課と官吏俸の一要素を占める課と、課役の課及び租庸課調の課なる大略四種の課各々の本質及びそれら相互の關係は如何に解すべきであろうか、以下これらについて考説を加え、以て唐代税役上の課に纏わる疑問解明に資しよう。

## 二、課役の課の意義

六典卷三・戸部郎中員外郎の賦役を論じた條に

凡水旱虫霜爲災害。(中略)十分損四已上免租。損六已上免租調。損七已上課役俱免。

とて、災害時の税役減免規定を掲げ、損四割以上は租、六割以上は租調、七割以上は課役を夫々免除すると記している。此の場合、災損七割以上に達したとき免除せられる課役の内容を考えてみるに、役は歳役に異論はなく、課は上文を承けて租調と解するが妥當である。

又唐律疏議卷一・廩庫・應輸課税の疏議に

應輸課税。謂租調地稅之類。

とて、課税の内容を租調地稅之類としており、税が地稅を指しているから、この例によるも課は租調を意味したものと

られる。更に同書・名例<sup>三</sup>・犯死罪非十惡・課調依舊の疏議・問答に

疏議曰。侍丁依令免役。唯輸調及租(中略)答曰。(中略)又斷死之徒例無輸課。雖得留侍。課不合徵。免課霑恩用爲尤。

とて、侍丁が死罪を犯し、期親なき故勅許を得て留る場合、及び同人が恩赦に逢つて後更に侍丁たる場合の稅役について論じている。これによると斷死の徒はその生存中課なきを常例とする故、死罪囚にして侍に留る者と雖も課を徵すべからずといひ、更に赦に逢ひ罪を解かれても特に「霑恩」の意を以て免課せよと教えている。とすると侍丁の負う稅役上の負擔が課であることは確かであり、且つその課は上文により「調及租」をその内容とするものであることは明白であらう。<sup>註</sup>

從來吾が東洋史家には、課役の課を租調の意に解する人が多かつたが、筆者も前述の理由によつてこれに賛するものである。従つて課役は租調役の三稅目とすべきものでこの中に雜徭は含まぬものと解せられる。これについては前記水部式に見える都水監漁師の恩典「免其課役及雜徭」によつて了承せられるが、同・水部式に河陽橋水手の恩典を述べて「並免課役。不在征防・雜抽使役及簡點之限」とあり、河陽橋水手は課役免除の他に、征防・雜抽使役・簡點からも除外せられてゐる。しかも雜抽使役は雜徭名義の色役(後述)を指すと思われるからこの記事によるも課役が雜徭を含まぬことは知られよう。課役が雜徭を含まぬとすれば課役の課が雜徭そのものでないことは當然である。

### 三、課調の課の意義

前節引用の唐律疏議・名例<sup>三</sup>・課調依舊の疏議

侍丁依令免役。唯輸調及租。爲其充侍未流。故云課調依舊。

に於ける課調の解明は不問の儘殘しておいたが、暫く課調について考説を加えよう。課調の課を課役の課と同様租調と解

すれば調が重複して上文の「唯輸調及租」と矛盾する。寧ろ課調はこの「調及租」を承けるものと思われるから、この課は租を指すものの如くである。この推測を助けるものとして通典卷三・職官七の門夫を述べた條に

取年十八以上中男及殘疾(中) 滿五旬者。殘疾免課調。中男免雜徭。

とて、殘疾門夫の就役五旬に滿つるときは、課調免除の特典賦與を明示している。正丁は五十日の正役就勞にて當年の課役は全免せられる規定であるが、殘疾は本來正役免除であり、その税役は侍丁と同様、雜徭を除いては租調に限られていたと思われる。従つて正丁五十日の正役服勞の代價たる課役免除に對して、殘疾五十日の雜徭就勞の償いを課調免除としたものであろう。とすると課調は元來正役免除者の全税役(雜徭除外)の呼稱であるからその内容は租調であり、従つて課調の課は租を意味するものと見て誤あるまい。但し課調は雜徭以外の全負擔を課役というに對して正役免除者の全税役を指す所に重點があるものの如くである。全唐文卷二李嶠四・請令御史檢校戶口表の一節に

此等浮衣寓食。積歲淹年王役不供。簿籍不挂。或出入關防。或往來山澤。非直課調虛蠲。

とある。この記事に「課調虛蠲」とあるは、上の「王役不供」に對するもので、王役以外の殘餘の税役は課調を以て示されたものと思われる。こう考へると全税役(雜徭除外)を課役と呼ぶに對して、正役を除外した税役を課調と呼ぶ用法ありしことは確かであらう。更に同書卷九・高宗武后二・改元載初赦文の一節に

縣令連懸調。并丁夫・雜匠・衛士及有番第等。違番及逃走。應陪番及徵課調者。並特宜免放。

とて、丁夫・雜匠・衛士を始めとする番役違番者又は逃走者にして、その欠番勞役を補うべき者及びかかる番役者にして課調を徵すべき者は免放すべしといつてゐる。文中の丁夫の丁は正役であり、他に番役にして庸の被免者も多く居た筈であるから、彼等正役完済者の税役も亦正役除外の語を以てせねばならぬ譯である。ここに於て上記の如く課調を以て表わしたものと思われる。

以上數例によつて、課役と課調は相對する語で前者が雜徭以外の全稅役を示すに對し、後者は正役を含まぬ點に於て相異しており、從つて強いていえば課調の課は租を意味するものなることも了解せられよう。

#### 四、租課の課の意義

以上、税目的一種と熟した課、即ち課役・課調等の課の吟味によれば、これらに含まれる課は租を含むか或は租自身を指すが、租と熟した租課なる語も亦散見する。即ち全唐文卷一・睿宗・申勸禮俗勅の

其逃人田宅不得輒容賣買。其地任鄉原例。租納州縣倉。不得令租地人代出租課。

にある租課はそれである。これは州縣官に令して逃人田宅の賣買を禁じ、その田は收公して鄉原の例によつて租を取り、これを州縣倉に納めしめ、且つこの收公田借受人が又貸して租課を代出せしむるを禁じた詔である。文中の「租納」「租地人」の租は「租課」の租と同じく官田佃作或いは佃作料の意であり「租課」は小作料又は小作料負擔と解すべきで、この場合、租・課共に小作料の意があるものと思われる。強いて云えば租は官田又は私田の小作料であり、課は一般に賃貸使用料の意であつて耕田小作料のみには限らぬようである。課の内容に關するこの推測を裏づけるものとして、文苑英華卷五・判二・磳分利不平判の

吳丙・王丁。共有磳。納課分利。丙云有磳アマリ。丁云櫛日知分所得無磳。

に「納課分利」の課がある。これは吳丙・王丁兩人で磳を共有し、これを第三者に賃貸してその使用料たる課を折半していたのに、吳丙が分利の不公平を詰り、磳ありとして丁を訴えたのである。とすると課は(磳)賃貸使用料であることに間違ひあるまい。更に冊府元龜卷四九一・邦計部九・尉復門・順宗貞元二十一年の詔に

畿内及諸州府莊宅・店舖・車坊・園・磳・零地等。所有百姓及諸色人。應欠租課斛對見錢絕草等。共五十三萬餘並放

免。

とある。記事中の租課は莊宅・店舗・車坊・園・礎・零地等の官有建造物又は官有零地の賃貸使用料を指すもので、租課の租は耕田小作料の意強く、課は小作料の他、莊宅・店舗・車坊・園・礎等の使用料をも指したものとされる。以上、二三例によつて租課の課は賃貸使用料を意味するものなることが納得せられよう。

### 五、番役人の納れる課の意義

勳官及び官吏役使人たる防閣・庶僕・白直等が納れる課、或いは中男にして官吏驅使に差配せられた執衣及び城門・倉庫門の警備に籍せられた門夫が負擔した課、更に親事・帳内として官吏配下に籍せられた品子が負擔した品子課等の課は、上述來の課役・課調等の課と同一概念を以て律することは不當と云わねばならぬ。というのは、勳官及び防閣・庶僕・白直等は丁男ではあるが課役免除者であり、執衣及び一部の門夫は中男なる故これも課役負擔から除外せられたものであり、品官の子たる品子も亦課役負擔者ではない。かくこの種の課納入者は課役免除者であるという點に於て共通の特質を有している。従つてこの課は課役・課調の課とは全く異なることを示している。然らばこの種の課の内容は如何に解すべきであらうか。

#### Ⅰ 官吏役使人の納れる課

唐代官吏にはその品秩・職事の相異に應じ、名目を異にする役使人が數に差等をつけて配派せられた。通典卷三・職官  
七に

調露元年九月。職事五品以上者準舊給仗身。武后光宅元年九月以京官八品九品俸料授薄。諸八品每年給庶僕三人九品

二人。又有親事・帳内六品七品子爲親事、八品九品子爲帳内。限年十八以上、擧州共率萬人、爲之。凡王公以下及文武職事三品以上帶勳者則給之。(略)諸州

唐代の課について



流外九品以上皆給白直。(略中) 諸州流内九品以上及在外監官五品以上皆給執衣隨身驅使典執筆硯、其(略中) 分爲三番。監官於隨近州縣取之。

每周而代不願代者聽之。 初以民丁中男充爲之。役使者不得躡境。後皆捨其身而收其課。課入所配之官。遂爲恒制。鎮戍官以

鎮上中下爲差。上鎮給仗身四人。(略中) 其仗身十五日一時收資六百四十。公主邑士八十 郡主六十 (略中) 凡州縣官皆有

白直。(略中) 凡諸親王府屬並給士力。數如白直。其防閑・庶僕・白直・士力納課者每年不過二千五百。執衣元不過一

千文。

とて、王公以下文武職事三品以上の者に親事・帳内なる品子、諸州流内九品以上及び州縣官に白直、諸州流内九品以上及び在外監官五品以上に執衣、鎮戍の官に仗身、公主・郡主等に邑士、親王府屬に士力、をというように班給せられていたことが見え、記事中末尾の防閑は在京五品以上の官に給せられたものであり、庶僕は六品以下に給せられたものである。註。 これら多種にして多數の役使人は、仗身の「十五日一時」の就役を除けば、他は「分爲三番」であるから一年を三組に分けての就役、即ち四ヶ月就勞であつて、一年毎に籍を替えていたことは「每周而代」によつて察せられる。彼等が役使に身をささない場合は、防閑・庶僕・白直・士力は毎年二千五百文、執衣は一千文以内の課を納れる規定であつた。又親事・帳内等の品子の納課については唐會要卷九・諸司諸色本錢上・貞觀十二年の條に

又令文武職事三品以上。給親事・帳内。以六品七品子爲親事。以八品九品子爲帳内。歲納錢千五百。謂之品子課錢。

とあるから、その年額は千五百文であつた譯である。品子課錢は試に應じ、散官授官の前提として課せられるもので他の役使人の課とは稍々内容を異にする。註。 唯隨身驅使等の勞役に服したと思われるものの中、執衣が一千文以内の納課で事足りたのはこれが中男なる故であり、丁男にあつては仗身を除けば大體開元から天寶前半迄は二千五百文が年間納課額であつた。註。 而して丁男一人一年二千五百文の課額は鳴沙石室佚書・水部式に

(略上) 共差水手五千四百人。(略中) 仍折免將役年及正役年課役。兼准屯丁例。每夫一年各帖一丁。其丁取免雜徭。人

家道稍殷有者。人出二千五百文資助。

とて、開元二十五年當時、註水手に帖せられ資助二千五百文の納入を命ぜられた丁は、その償いに雜徭を取免せられているから、これは丁男一年の雜徭代償であつた筈である。更に前に引用した令集解にひく開元式の記事にも明かな如く、彼等官吏役使の丁男は課役免除者であるから、彼等は雜徭名義でその勞役を果していたものとせねばならぬ。とすれば官吏役使丁男の課二千五百文は雜徭の代償であると斷じて誤あるまい。

課は雜徭代償であるということを前提に、執衣の課一千文をみれば、中男たる執衣の負う稅役は雜徭のみであるから當然その代償であり、官吏役使人の納れる課は、それが丁男たると中男たるとを問わず一様に雜徭不就勞の代償であるといひ得る。但しここに解明を要するのは「其仗身十五日一時收資六百四十」の一項であつて、これは仗身に差せられた者の、十五日間一回服役と六百四十文の納錢義務を示すものと思われる。六百四十文を課と呼ばずに資といつた所に問題を孕んでいるが、資については後で考説を如えることとする。

## II 其他の番役代償の課

番役不就勞代償に課を納れたものとして官吏役使人以外に例を求むれば門夫がある。門夫については通典卷三・職官七一に

諸州縣不配防人處城及倉庫門各二人。須守護者。取年十八以上中男及殘疾。(中) 番一旬。每城門各四人。倉庫門各二人。其京兆河南府及赤縣大門各六人。庫門各三人。(中) 其須修理官廨、祇承官人聽量配驅使、若番上不到、應中 課者、殘疾免課調。中男免雜徭。 滿五旬

とある。これによると門夫に當る者は十八才以上の中男及び殘疾であり彼等は每番一旬の就勞であつた。もし番上到らざる時は閑月一百七十文、忙月二百文以内の課を納れる規定である。而して中男門夫の稅役は雜徭のみであり、しかも就勞

五旬に及べば雜徭免除となつてゐるから、その門夫就勞が雜徭名義であることは明白である。この雜徭名義の門夫不就勞代價が課と呼ばれてゐるから、中男門夫の課は雜徭代價である。又殘疾丁は正役を除いた他の三稅役を負擔してゐたものと思はれること、及び元來「夫」は雜徭就勞の名稱なることの二點から推して、殘疾門夫の就勞も雜徭名義であり、従つてその不就勞代價の課も亦雜徭代價である。雜徭代價を課と呼んだことは上來の記述によつて明白であるが、この課と全く同義のものを資課と呼ぶ例が後年には多い。今この門夫の課を新唐書卷五・食貨・開元十八年の條についてみれば、

謂之門夫。番上不至者。開月督課錢爲錢百七十忙月二百。至是以門夫資課。給州縣官。

とて、前文では課錢を督すといひ後文では門夫資課と呼んでゐる。然らば、課と資課とは凡ゆる場合に全く同義かということが問題となるが、この點については資の解明を俟たねばならぬこととなる。併し資及び資課についての考説は次節に譲り今少し上來の意味の課について補説しよう。鳴沙石室佚書・水部式に

其供橋雜。近料瀆多少。預申所司量配。先取近橋充。若無巧手聽以次差配。依番追上。若須併使。亦任津司與管近州相知。量事折番隨瀆追役。如當年無役准式徵課。

とある。この記事によると、橋雜役は先ず近橋の巧手より選び充て、若し役人他州に及べば津司は該州長官と協議の上その州の番役に折し、必要に應じて追役するを許すが、もし當年橋雜役なければ式に準じて課を徵せよといつてゐる。ここにいう橋雜は橋に關する諸勞役で雜徭名義のものであつたことは、この役を橋雜といつてゐること、及び該勞役は州の管轄に屬するものから割いたと思はれること、更に不就勞代價を正役代價の庸とせず課としたこと等によつて知られる。かかる橋雜がない年は「准式徵課」とて、その代價たる課を徵せよといつてゐるから、課は雜徭代價であることがこれによつても知られよう。

### III 「納課戸」の課について

納課戸については唐會要二七・京城諸軍・元和十三年十二月の勅に

左右龍武等六軍及威遠營應納課戸。其一千八十人所謂衣糧宜並勒停。仍委本軍具名牒送府縣收管。自貞元以來長安富  
此、禁軍挂籍者十五六焉。至有恃其多藏安處關關  
身不宿衛以錢代行。謂之納課戸。至是禁絕。戸皆隸要司求影

とあるから、これは長安に於て禁軍に影庇を求めたもの一種で、賂を納れて禁軍に挂籍して禁軍享受の恩典たる或種の  
稅役免除と衣糧給資とを受け、禁軍の職務たる宿衛・征行は果さず、身は市廛に居て販鬻に従事していたものである。彼  
等が納課戸の名稱を得た所以は、宿衛・征行の代償に錢を納れてその役を免れた所にあると思われる。然るに當時既に兩  
稅法實施中で正役・雜徭は稅役負擔から姿を消していた筈ではあるが、なほ強制的勞働奉仕たる差役の例は多く見られる  
から、長安富戸のこの納錢を從來の雜徭代償の納課なごらに比えて納課戸と呼んだものと思われる。納課戸の呼稱に對する如上  
の考説を裏づけるものとして舊唐書三四・列傳・宦官・竇文場の條に

德宗。以親軍委白志貞。志貞多納豪民賂。補爲軍士。取其傭直。身無在軍者。但以名籍請給而已。

とある。これによると納課戸の納れた錢は傭直であつたと考えられる。(該記事は通鑑によれば建中四年十月に繫るものである)當時も建中元年以前の

雜徭に相當する勞役奉仕は絶無ではなく、殊に京師にはそのことが多かつたので納課戸本來の目的は納課による雜徭規避  
にあつたものと思われる。即ち彼等は德宗・憲宗の藩鎮抑壓策によつて加重せられた一般白丁の雜徭名義の力役と、逆に  
禁軍に與えられた優遇とを見て、禁軍に挂籍納錢し以て府縣差役を免れんとしたものであるから、この納錢は雜徭代償で  
あつた譯である。冊府元龜卷四八八・邦計部第六・賦稅門其二・寶曆元年四月の條に

制。京畿百姓多屬諸軍諸使。或戸内一人在軍。其父兄弟皆不受府縣差役。頃者頻有制勅處分。如聞尙未遵行。

とて、戸内一人の在軍者あれば其の父兄弟皆雜徭たる府縣差役を受けないとあるは、これを證するものである。以上によつて納課戸の課も亦、雜徭代償であると見て誤あるまい。

六、資課及びそれより派生せる課

雜徭代償の呼稱である課が、唐初既に番役人負擔として存在していたのに對して資課は唐會要<sup>卷八</sup>・戸部尙書・開元六年五月四日の勅に

諸州每年應輸庸・調・資課・租・及諸色錢物等。令尙書省。本司豫印紙送部。

とあるを筆者の始見とする。これによると資課は開元六年當時、租庸調等の主税目と同様に取扱われていたことが窺えるから、既に税役の一種として固定していたものと思われる。然らば資課は上述來の雜徭代償たる課と如何なる關係にあるものであろうか、兩者の關係深きを思わしめる例として一書に門夫課とあるを他書に門夫資課と記し、又手力資課錢を課を以て表わしていることは已述した。更に舊唐書<sup>卷四</sup>・食貨・開元二十五年三月の勅では、上文の「庸調資課」を下文に「調課」と承けて資課を課で表わし、唐會要<sup>卷九</sup>・内外官料錢上・貞元三年六月の條・李泌奏文中に「加置手力資課・雜給等」とある所が舊唐書<sup>卷八</sup>・列傳・李泌の條では「置手力課」となり、又新唐書<sup>卷五</sup>・食貨では「置手力課歲給錢」とみえて、會要の手力資課が新舊唐書には手力課とある。或いは代宗初年創置の青苗錢支途を述べて、通典<sup>卷一</sup>・食貨一・雜稅には「充百司工力資課」と記しこれに應ずるものが新唐書<sup>卷五</sup>・食貨では「給百官手力課」となり、舊唐書<sup>卷四</sup>・食貨及び資治通鑑<sup>卷二</sup>・唐紀<sup>三</sup>九には「充百司課料」とあつて、同一内容と思しきものを資課・課・課料等と云つている。以上諸例の如く同一記事内に於て前に資課と記したものを後で課と呼び、一史料では課と呼んだものを他史料では資課と記した例が少くない所から推しても、課と資課とは非常に類似した税目であり時には全く同一概念にて律するも差支えないことすらある。併しその發生が課は唐初にあり資課は開元六年初見ということ、及び唐初に課と呼んでいたものをその儘開元初めに資課と改稱せられたとは思えないこと等、資課については課を以て律し得ない税役上考究すべき問題が伏在し

ている。

## I 資課の資について

雜徭代償の課に類した力役代償の呼稱と思われる資については六典卷六・尙書刑部・都官郎中員外郎の條に

凡配官曹長輸其作。番戶雜戶則分爲番。(中略)十六已上當番。請資者亦聽之。

とあり。同書卷七・工部尙書の條には

凡興建修築材木工匠。(中略)其驅役不盡。及別有和雇者。徵資市輕貨。納於少府將作監。其巧子供內者。不得徵資。

とあり、更に同書卷四・太常寺・大樂署の條には

凡樂人及音聲人。(中略)以供其事。若有故不任供奉則輸資錢。以充伎衣樂器之用。

とあり、又新唐書卷四六・百官・都官及び同・太常寺の條にも

凡反逆相坐。沒其家配官曹。(中略)不番上。歲督丁資。爲錢一千五百。丁婢中男五輸其一。

散樂閏月出資錢百六十。長上者復繇役。音聲人納資者。歲錢二千。

等とあつて、番戶・雜戶・散樂・音聲人及び少府・將作監工匠の納資を記し、又散官・勳官等の納資規定も新唐書に明示している(後述)。これらの資又は資錢に共通する點は(一)、雜徭とはいひ難い何等かの番役に差配せられた者が不上番の際當官司に勞役代償として納めた錢物の名稱であること。(二)、勞役代償としての資は當然の責務として國家が勞役人に納入を強いたこと。(三)、納資をなす者は半永久的に身分が固定して白丁番役人の如く一時的でないこと、の三つである。資の特質を以上のように解してこれを雜徭代償の課と比較するとき、そこに反映せられた國家意志に大なる懸隔があることを知る。先掲・通典の記事によると官吏役使人の課にあつては

其防閑・庶僕・白直・士力納課者。每年不過二千五百。執衣元不過一千文。

であり、門夫の課についても

應須徵課者。每番閑月不得過一百七十。忙月不得過二百文。

とあつて、資の如く確定的・義務的のものではなく、納課を認めた以上、勞役人保護のため出来るだけ少額に制限し以て官吏の誅求を防がんとした意志が窺われる。開元二十四年には防閑・庶僕等の課が上限の二千五百文に勘定せられているが、これは當時、丁男雜徭の代償たる資助と同額に過ぎぬこと前述の如く、課役免除の恩典享受者たる丁男の負擔としては寔に軽い。従つて「後皆捨其身而收其課」という結果を生み、更にこれが番（色）役への奇名挂籍者を多く出すに至つた一因でもあらう。即ち國家としては納課の制を喜ばず、寧ろこれを非合法行爲として出来れば斥けたい意向であつたが、國家確認の納資規定は嚴存し、一方白丁中男と官吏間にあつてはこれに代る方法もない所から當初納課を默認していたものが、貞觀十年代には既に一般化した結果已むを得ずこの制を認めたものと思われる。貞觀十二年防閑課に視て胥士に出錢せしめたこと、及び同年制定の親事・帳内なる品子の負擔千五百文が品子課錢と呼ばれたこと（元來品子資錢と呼ばれるべきだと思われに）等は以上の推測を傍證するものと云えよう。資と課に存する以上の如き起源相異の推斷を立證するものとして、唐律疏議卷一・唐律・職制下・「其應供已驅使而收其庸直者罪亦如之」の疏議に

其應供已驅使者。謂執衣白直之類。止合供身驅使。據法不合收庸。而收庸直。亦坐贓論。罪止仗一百。

とあつて、已の驅使に供すべき執衣・白直の類は、た止身を驅使に供するのみで、法に據り庸直即ち課を收めることは禁止、もし敢てこれを爲せば罪せられる規定であつたことが知られる。従つて驅使に供せられた官吏役使人の納課は少くとも唐初に於ては違法であつた筈である。こう解すると未解決の儘残しておいた通典の「其仗身十五日一時收資六百四十」は、仗身たる者は十五日間・一回服役及び（本人の意志に拘わりなく）被供役者に對する六百四十文の納入を義務づけられたものと解すべく、諸他の役使人が官吏との任意交渉によつて納課するのとは性質を異にしていることが判る。

次に資の課と異なる特質は、その前提たるべき勞役が課の如く雜徭名義のそれに限定せられず、正役・雜徭の何れにも屬し兼ねるもの或いは正役・雜徭以上に諸他の稅役をも含む力役と解せられることである。即ち前述の勲官・散官及び番戶・雜戶・散樂・音聲人等の役、或いは白丁と思われるものでも少府・將作監所屬の工匠・雜匠等の役にして後述の色役と呼ばれるものに推移しその所屬役不明確となつたもの、更に唐會要<sup>卷六</sup>・閑廐使・開成四年正月の條に

鄂州舊因御馬。配首菑丁三十人。每人每月納資錢二貫文。都計七百二十貫。

とて、資錢を納れた首菑<sup>註</sup>丁の役もそうである。首菑丁は屯丁の一種であり、且つ屯丁には課役免除の他に資助の給資すらあつたものであるからそれは正役・雜徭を合したものの以上の力役であつた筈である。かく資はこれが正役代償の庸、雜徭代償の課の何れにも屬せしめ得ぬ力役代償たる所に、その稅目としての存在理由があつたものと思われる。

## II 資 課

資は前述の如く正役・雜徭の何れにも屬せぬ力役の代償であるが、開元六年に初見される資課は資及び課の二稅目を指すものではなく、單一稅目であることは本節冒頭の諸例によつて納得されよう。開元六年以前一稅目として資課が登場したのは如何なる理由によるものであろうか、これは資及び課の性質接近によること勿論であるが、更にその根源に溯れば兩者の前提たる力役の近接がその一元化を招來したものである。以下資課登場の理由について考説を加えよう。

### 1、資と課の性質近接

雜徭代償の納課を唐朝は初め非合法行爲としていたが、唐初から官吏とその役使人との間には納課の風が存してきて次第に盛行の傾向にあつたので、納課人保護の立場から課額を制限して、やむなくこの風習を認めたものと思われる。而かも課額制限は力役人の納課風潮に拍車をかけ、大多數の力役人が納課人化するに至つた。先掲・通典の官吏役使人を記した條に



武后・光宅元年九月。以京官八品九品俸料授薄。諸八品每年給庶僕三人。九品二人。

とあるは、既に光宅元年以前庶僕は多く納課人に化していたことを示し、又、同書・同條の初以民丁中男充爲之。役使者不得踰境。後皆捨其身而收其課。課入所配之官。遂爲恒制。

は、官吏役使人たる力役負擔者が納課人へ全面的に變化したことを物語つており、更に唐會要<sup>卷九</sup>・内外官料錢上・儀鳳三年八月二日の詔に

宜令王公已下百姓已上。率口出錢。以充防閑。庶僕・白直・接衝府仗身並封戸内官人俸食等料。

とて、儀鳳三年には既に官吏役使人に養物支給を命じているが、これはその就役の長期化し且つ職業化したことを示すと共に、反面不就役納課人の増加とその固定化とを窺わせる。これを門夫について見れば通典<sup>卷三</sup>・職官<sup>七一</sup>に

其後舉其名徵其資以給郡縣之官。其門之多少課之高下。任土作之。制無有常數。

とて、「舉其名徵其資」といつている。これは門夫登籍即ち代償納入者となることを示すと同時に開元十八年當時<sup>註14</sup>、納課は完全な合法行爲と化し、納資と毫も差別なきものとなつたことを窺わせる。

以上課の資への接近について考説を加えたが逆に資の課への接近も亦考えられる。元來納課は納資の制に視て盛行を極めたものと思われるが、後には納資が納課に近接するという奇現象をも窺い知ることが出来る。今これを勳官の納資について見よう。勳官の納資については新唐書<sup>卷三</sup>・百官<sup>六</sup>に

文散階二十九。<sup>(中)</sup>不上番者歲輸資錢。三品<sup>註15</sup>以上六百六品以下一千。<sup>(略)</sup>勳官亦如之。以征鎮功得護軍以上者納資減三之一。

とあるから、兵部及び州縣・諸曹に力役者として籍せられた勳官が、不上番の際は護軍<sup>(品從三)</sup>以上は六百、上輕車都尉<sup>(品正四)</sup>以下は一千の納資規定であつた。勳官激増の一轉機は武后・咸亨五年の授勳規定改訂により劃されるのであるが、

これについて舊唐書卷四・職官には咸亨五年に繋けて

自是已後戰士授勳者動盈萬計。每年納課。亦分番於兵部及本郡當上省司。又分支諸曹。身應役使有類童僕(中) 在於胥吏之下。

とて、その納資が納課とも呼ばれていたことを示している。これは當時既に勳官の資が雜徭名義の代價たる課と相近接していたことを示すものであると思われる。事實、勳官は城門・庫門の門夫監當・執刀長・轉運水手・海師・施師・橋丁責任者等に就役する他、兵部上番者は諸他の京諸司の諸役にも充當せられていて一般白丁の番役人と選ぶ所はなかつた。記事の末尾に、胥吏の下にあつて童僕の如く役使せられたといつてゐるのはこれを示す。こうして勳官は武后以後其の數を増すと共にその役は加重せられ、漸次その特權は稀薄化して雜徭番役人と何等異なるなき状態となつたものと思われる。とするとその資が課と混同せられても怪しむに足らぬこととならう。少し時代は下るが本論冒頭の

比者天下勳官加資納課。又囚犯入罪。

という冊府元龜の記事は開元十九年に繋るもので、これは勳官激増とその力役代價納入一般化の結果、その代價増額が開元十九年以前、資に課を加えることによつてなされたことを示し、元來資の負擔者であつた勳官が課をも負擔するに至つたことは、その力役が前記の如く雜多で色役と差別なき迄に至つたことを物語つてゐる。更に開元以後には色役人への勳が大量に而かも頻繁に行われているが、この勳官色役人中には納錢を以て就役に代えた者も多かつた筈であるのに、この納錢は賜勳以前通り課を以て呼ぶか、勳官のそれとして資を以て呼ぶか判然たり得ない所にも亦、資と課の接近が窺われる。

## 2、課・資各々の前提たる力役の接近

唐律疏議卷二・捕亡・丁夫雜匠亡の疏議に

唐代の課について

丁謂正役。夫謂雜徭及雜色工匠。諸司工樂。雜戶。注云太常音聲人亦同丁夫雜匠。(下略)

とあつて、諸司工樂・雜戶及び諸色工匠を夫の中に加えており、夫は廣義の雜徭としての役に加えられるから力役を正役・雜徭の二種に大別すると、雜色工匠以下の役は雜徭に含まれる譯ではあるが白丁・中男の所謂雜徭とはその内容を異にしていたことは、ここに懇々「雜徭及雜色工匠・諸司工樂・雜戶」と列記したこと、及び雜徭代償は課であり工樂以下の力役代償は資であることから判明しよう。更に音聲人に至つては「同丁夫雜匠」とある丈けでその何れの役に屬するかを明示していない。とすると雜色工匠以下音聲人に至る役は嚴密にはその所屬を斷定し得ぬ分子が多く存したことが窺われる。かく所屬を斷定し得ぬ役が存在していたことと、武后朝政を一轉機として課と資とが前述の如く接近したことは相俟つて兩者の前提たる力役を近接せしめたことを思わせる。これを資課發生迄の力役制推移によつて考説すれば、全唐文卷一・魏徵・十漸疏に

頃年已來疲雜役。關中之人勞弊尤甚。雜匠之徒下日悉留和雇。正兵之輩上番多別驅使。

とあつて、雜匠は下日となるも悉く和雇によつて留役せしめられ、正兵の輩も本來の兵役に服せず驅使なる名義の夫に別たれたといつておる。その名義は何であれ長期留役による力役補充は社會不穩を醸し遂には流亡發生を促すこととなる。ここに力役制釐革が提唱せられるに至つたものの如く、全唐文卷九・太宗徐賢妃・諫太宗息兵罷役疏の一節に

(略上) 終以茅茨示約。猶興木石之疲。假使和雇取人。不無煩擾之弊。

とあるは、力役過重による民の疲弊を救済する爲にとるべき國家的方策を獻言したもので、前の和雇が官吏の專恣より生ずるに對して、これは供官徭役を制度として代償給付の和雇に代えんとしたものである。冊府元龜卷一・帝王部・都邑門四

二・高宗・永徽五年十月の條に

修築京城羅城。和雇雍州四萬一千人。三十日功畢。

とあるは、前記・徐賢妃の一言が實施せられたことを示す。所が全唐文卷一・高憑・上太宗封事の一節に

正丁・正匠不供驅使。和雇和市非無勞費。

とあるように、和雇が官徭の常制となつても、「和雇和市非無勞費」として、その勞費の故に繼續困難を思ひしめ、殊に武

后に始る女禍による窮迫の財源を以てしてはこの制も維持し難く、中宗・神龍中の記事、全唐文卷二・張建珪・諫白司馬

坂營大像・第二表中の「顧役人夫」の語以後は和雇に當る記事は見出せない。然し當時頻繁なる寺觀造營・巡幸更には軍

役等、力役需要は往年に増し、何等かの方法を以て勞働力補給を講ぜねばならぬ。ここに先述の如く勲官力役人化も見ら

れ、又和雇漸減に代る他名義の力役徵集が行われたものの如く、即ち舊唐書卷一・列傳・吐蕃上・儀鳳三年の條に

仍召募關內・河東及諸州驍勇、以爲猛士。不簡色役。

とて色役の語が初見せられる。色役は其後屢々遭遇する語であるが、これは番役にして職掌人等の役をも含み漸次前記の

和雇による驅使に代つていつた力役の名稱と思われる。而かも色役は和雇の如く力役代價の給付を原則としなかつたた

め、これに代る恩典として多く課役及び征行免除等の特權を賦與せられている。註18一方納課・納資を以てその就役に代える

風潮は色役出現當時社會の常習と化していた。従つて恩典獲得を目的とした色役挂籍者も亦納課・納資の風に倣つてその

不就役代價を納れ果ては官司の影庇を目當てに挂籍する者も現れるに至つた。かくて專業化した色役人の恩典・負擔は勲

官或いは音聲人等のそれと實質上差異なきものとなつてその納錢は資と區別なく、又元來色役人は官徭和雇に代るものと

して生れた力役人である所に雜徭負擔者としての門夫又は官吏役使人等とその出自を等しくする。ここにその納錢の課と

しての性質が存する。色役人の不就役代價が資課の語を以て呼ばれる所以はここに存するものと思われ、その初見が開元

六年にあること先述の如くである。全唐文卷二・張九齡・藉田赦書に

天下色役爰及支用務令節減。(略)

損免州稅戶錢未納。並七等已上戶租先未處分及五色資錢課未納。灼然不辨者並

放。

とて、五色資錢課の語が見える。これは五坊色役戸不上番者の納れる可き錢を資錢課なる税目で呼んだものと思われ  
が、資課一税目化後の開元二十三年當時、尙その原形を止めたものと解せられる。この例の如く資課發生以後も資と課と  
を截つて記すもの多く、先掲・通典・門夫の條の「其後舉其名徵其資。云々。其門之多少課之高下。云々」や冊府元龜の  
「勲官加資納課」又は文苑英華卷四・減徵京畿丁役等制中の「訪聞。諸司或有徵課。比緣時儉資數稍多。云々。如本  
司須徵資。云々」等の如きはその例で、これらは資課發生以前の原形を残すと共にその成立事情を暗示している。

以上によつて資課の語の發生理由は明確となつたが、一旦一税目としての資課出現以後は課・資及び資課の用法は殆ん  
ど實質を等しくし、かくて資課登場後の課はその中に亦種々の内容を含むものと考えられるから、以下資課の意より派生  
した課によつて述べよう。

### Ⅱ 資課より派生せる課の諸義

課は官吏役使人のものたると門夫等のものたるとを問わず多く官吏の收入に歸した所から、資課登場以前から官吏收入  
の一に課の一項が數えられていた。先掲・冊府元龜の記事に「京文武官應給防閑・庶僕・俸料。始依職事品。其課及賜各  
依本品。」とあるは、既に乾封元年八月以前官吏收入の一に防閑・庶僕の課が數えられていたことを示し、唐會要卷九・  
内外官料錢上・開元二十四年六月二十三日の勅文に

百官料錢宜爲一色。都以月俸爲名。各據本官隨月給付。中 一品三十一千月俸八千、食料一千八百、防 二品二十四

月俸六千、食料一千五百、防閑十五千、雜用一千。 下 略

とあつて、一品は防閑九十六人にして二十千、二品は七十二人にして十五千となつてゐるから、その課は何れも防閑一人  
につき一年二千五百文として完全に官吏收入の一部に繰り入れられている。斯く官吏收入の約三分の二にも當る役使人の

課も天寶末年、安史の亂によつて給資不可能に陥つたものの如く、これに代つて手力課(又は手力資課)が官吏俸の重要々素として登場した。即ち冊府元龜卷五〇六・邦計部二・俸祿門・肅宗・乾元元年の條に

外官給半料職田。京官不給料至德已後外官無料錢、至是給之 仍勅度支使。量閑劇司給手力課。

とあるのがその初見で、以來手力課の語は官吏俸の一部又は全部として度々遭遇する所であり従前からの官吏役使人の課は史上から姿を消す。手力は官吏の家口遞送に際して隨時官より差配される荷役が本來の職分であるが、その班給人員は品階により多寡はあつても、その名稱は品秩の上下に拘わらず同一であり、又差配に臨時給停を加えても元來が臨時差配の力役人たる所から問題は醸さぬこと等から、爾後この名稱の力役人賜與を見るに至つたものであろう。かかる事情で發生したと思われる手力資課が官吏俸として重要度を加えることは、以後の國家財政を憶えば充分肯げよう。

### 1、課 料 の 課

課料は唐會要卷九・内外官料錢上・儀鳳三年八月二日の詔に「文武内外官應給俸料課錢及公廩料度。云々」と見える中の俸料課錢と同様、官吏收入の内容を示すものである。併しここにいう課料の語は筆者の管見によれば、代宗初年の青苗錢實施以前には見出し得ない。而して當時官吏收入の課は手力資課より他にない筈であるから、課料の課は手力資課を意味するものとして、當時已に資課を呼んでいたものの約であることは疑い得ない事實である。冊府元龜卷五〇六・邦計部二・俸祿門・永泰二年の條の

税天下地青苗錢。以充百司課料。

に於ける課料の課は上述の例に於ける課であり、通典にこれを「充百司工力資課」といつたのは以上の推斷を證するものと云えよう。以後課料は唐末迄官吏收入の俸料・手力資課の意に使用せられて、課料の課が手力資課たることに變化はなしようである。

2、糧 課 の 課

課又は資課は官吏・官司の挂籍力役人が納入すべき物であるが、反面官吏・官司への實役提供者は納課人の増加と共にその就勞長期化の結果、その實役に該當する代價を官吏・官司より給せらるべきである。先述の唐會要・儀鳳三年八月二日の王・公已下百姓已上口に率して出錢せしめ以て防閑以下封戸内官人の俸食等料に充てた記事はこれを示し、又冊府元龜卷四・邦計部第五・賦稅門・開元二十三年六月の勅に

天下百姓正丁課。輕徭役。所入准租庸。人以守之。國用ツネニ充足。比緣戶口殷衆色役繁多。每歲分番計勞入任。因納資課。

とあるのも、每歲分番計勞して任に入る者と、他面資課を納入して色役に就かぬ者とがいたことを示している。かくて色役實働者の受くべき給が何等かの名稱を以て呼ばれねばならぬが、これは前項の官吏收入たる課料とは趣を異にする所から糧課と謂われたものの如くである。即ち唐會要卷九・内外官料錢上・貞元二年十二月の詔に

左右金吾及十六衛將軍（中）並宜加給料錢及隨身幹力糧課等。（中）一十六員諸衛上將軍左右衛。本料各六千。

加糧賜等（下） 每月各糧米六斗、鹽七合五勺、手力七人、養十千五文、私馬五匹、草三百束料九石七斗五升。隨身十（下）  
五人 糧米九石、監一斗一升三合、春衣布十五段、絹十四、冬衣袍袖十五匹、絹三十四、綿三十屯。（下）

とあるのはこれで、料錢六十千の他、加糧賜等の内容をなす註記の米六斗以下料七斗五升迄は當該官吏の收入に歸するものであるが、下文の糧米九石以下綿三十屯迄は隨身糧課の内容をなすものである。又全唐文卷七・孫革・條覆館驛事宜疏四に

臣今商量。請准勅先牒諸州府。勘鞍馬・什物・作人工價糧課並每年緣館驛占留錢數諸色破用及使料粟麥遞馬草料。（下）

とある中の「作人工價糧課」は驛車作人の加工勞賃並にその衣食糧を示すもので結局これも勞役人の收入たるに相違なく、該記事前文（省）の「所置館驛鞍馬・什物并作人多少及工價資課」に於ける工價資課と同義の語と思われる。而かもこ

の資課が作人収入の資課なることは陸宣公奏議<sup>卷二</sup>・其<sup>二</sup>・請兩稅以布帛爲額不計錢數の一節に「若但據羣官月俸之等。隨百役資課之差。各依錢數少多折爲布帛定數。某官月給俸絹若干疋。某役月給資布若干端」とある資課・資布によつて肯げよう。以上のように糧課の課は勞役人の収入となるべき衣食糧又は勞賃の或る部分と目すべきものであるが、これを又單に課とも呼んでゐる。即ち冊府元龜<sup>卷四</sup>・邦計部<sup>三</sup>・田制<sup>一</sup>・武宗會昌元年正月の制に

其逃戶錢草斛科等就留使錢物。<sup>(中)</sup>權落下。不得尅正員官吏料錢及館驛使料・遞乘作人課等錢。

とて、遞乘作人課とある課は力役人たる驛車作人の受くべき工價糧課を一括した名稱である。以上によつて糧課の課は役使人の受くべき勞働代價の一部又は全部を意味することを知り得るが、この課も亦その發生は資課に歸すべきこと前記・陸贄の資課の用法より明かであり、更にその財源が色役不番上者の資課に由來したと思われる所からも了承せられよう。

## 七、舊唐書職官志・賦人四種中の課

以上によつて唐代賦役に關係ある課についての考説を終るが、ばらば舊唐書<sup>卷四</sup>・職官・戶部尙書の條に

凡賦人之制有四。一曰租。二曰調。三曰役。四曰課。

とある中の課は如何に解すべきであらうか、これを六典<sup>卷三</sup>・唐會要<sup>卷八</sup>等の

凡賦役之制有四。一曰租。二曰調。三曰役。四曰雜徭。

と對照すれば「課は雜徭なり」との斷定も強ち課ともいえぬように見えるが、筆者が史料によつて得た課の内容は、(一)課役の課は租調、(二)課調の課は租、(三)租課の課は賃貸使用料、(四)單なる課は雜徭代價、及び色役代價の資課、(五)課料の課は官吏収入の資課、(六)糧課の課は色役人の収入たるべき資課の六義より他にせず、而かも開元六年の資課初見以後、課は漸次資及び課の兩義を兼ねた廣義の課に擴大使用せられたこと已述の如くであり、一方資課は初見の記事に於て「諸



州毎年應輸庸調資課租」とあり、冊府元龜卷一・帝王部・修武備・開元八年八月詔には「租庸資課並放」とあり、又舊唐書卷四・食貨第一・開元二十二年七月十八日勅には「諸州應徵庸調及資課」とあり、更に冊府元龜卷四・邦計部四・戶籍・開元二十四年七月勅には「當年租庸資課一事已上並宜放免」等とあつて租庸調等と比肩して納期・放免等を記している。

このように資課は賦役三種の租庸調と併記せられる例の多いこと、及び課を以て呼ばれたことの二點から推すと冊府元龜卷四・邦計部五・賦稅・天寶八載正月勅の

其承前所有虛掛丁戶。應徵租庸課稅。令近親隣保代輸者。一切並停。

又同書卷七・帝王部・赦宥第四・乾元二年三月丁亥の詔

天下州縣應欠租庸課稅（中略）納未足者一切放免。

等に見える租庸課稅、或いは先掲・舊唐書卷四・食貨第一・元和十五年八月・中書門下奏の

如大曆已前。租庸課調不計錢。令其折納。

の租庸課調等の課は廣義の課にして資課を指すこと略々確實であろう。而して前記・舊唐書職官志・賦人四種中の課は課役・課調の課ではあり得ぬこと上に租調役の三項を明記せるより明かであり、更に課料・糧課の課又は租課の課たり得ぬこともこれが賦人の一項なることより肯かれる。とするこの課は雜徭又は色役代償たる資課の意に於ける課なることは動かぬ事實といえよう。唯ここで注意すべきは六典・唐會要・大唐傳載には舊唐書職官志の課に該當する所を雜徭としたことであるが、元來資課の課は雜徭代償をも含む所からこの兩記事に矛盾を感じぬこと役を庸に替える如くである。又舊唐書職官志の記事は六典に倣うものといわれ、その編者の私見を以てすれば雜徭を賦人の第四に擧げるより本來雜徭（及これに發したと）の代償たる（資課と）課をあげるがより適切と思われたからのものであらう。以上の理由により筆者は舊唐書職官志・賦人四種中の課を資課なりと斷ずるものである。

1 西日本史學一二號筆者の「唐代の勳官について」参照。

2 令集解一賦役令・逃亡者附亦同の註に「開元式云、(中略)防閑・疾(庶の誤)・僕・邑士・白直等、諸色雜任等、合免課役」とあり。

3 課調については本文次節に考説する。

4 唐律疏議には課役を課と役に分けて論じた例がよく見られる。例えば卷二・捕亡・丁夫雜匠亡・疏議には「人有課役謂有課無役或有役無課而全戶亡者」とあり、同條問答にも「逃亡之罪多據厥課」とある。本文の課の用法もこの例の如きものと思わる。

5 唐律疏議・名例第五・共犯罪而本罪別の疏議に「依令丁役五十日當年課役俱免」とあり。

6 新唐書卷四・百官・都官の條に「凡反逆相坐、沒其家配官曹(中略)不番上、歲督丁資爲錢一千五百、(中略)侍丁殘疾半輸」とて殘疾は侍丁と同一條件の取扱いを受け、又唐律疏議

五詐疾病有所避の疏議に「詐疾病以避使役求假之類杖二百(中略)即無所避而故自傷不成殘疾」によるも殘疾は正役免除であつたと思われる。

7 「諸州流外九品以上」の流外は流内の誤なること濱口重國氏

唐代の課について

8 の「唐代に於ける兩稅法以前の力役制度」(史學雜誌)に見ゆ。(二〇ノ一)

9 六品給庶僕十二人、(中略)九品二人」とあり。

10 六典卷三に「執衣並以中男充」とあり。

11 開元二十四年にこれらの課額を二千五百文に確定したことは本文後節に見ゆ。又唐會要九・内外官料錢上・天寶五載三月二十日の勅文に「郡縣官人及公廩白直(中略)一丁每月輸錢二百八文。」とあるから天寶五載にあつても白直課は年に二千五百文である。

12 水部式は開元二十五年式の一部なることは仁井田博士「敦煌發見唐水部式の研究」(服部博士古稀祝)にて論證せらる。

13 全唐文卷四・陸贄・奉天遣使宣慰諸道詔に「軍營日益、閭井日空、凋瘵日窮、徭役日甚」とあり、又文苑英華卷四・翰林制詔六貞元元年冬至・郊祀大赦天下制(陸贄)にも「諸道有解退官健、州府長吏功務安存、仍量以空閑田地給付、免其差役任自營生」とあり。

14 水部式に滄瀛等十州共差の水手の恩典を示して「仍折免將役年及正役年課役、兼准屯丁例、每夫一年帖一丁、其丁取免雜徭、人家道稍殷有、人出二千五百文資助。」とあり。

本論「六ノII」にひく新唐書食貨志開元十八年の記事参照。

15 舊唐書<sup>四</sup>・職官の記事との照合。及び本文の非合理性から

「三品」は「五品」の誤。

16 註1に同じ。

17 唐律疏議<sup>三</sup>・戸婚中・疏議に「其小徭役謂充夫及雜使」の雜

使の一種が驅使と思われること、及び本文に掲げた疏議の記

事に「其應供已驅使者謂執衣白直之類」により白直は驅使に

してその役は雜徭なる故、驅使は雜徭名義の力役ならん。

18 註1に同じ。

19 この赦書の前文に「可大赦天下開元二十三年正月十八昧爽已

前大辟罪」とあり。

20 六典<sup>卷</sup>に「内外百官家口應合遞送者皆給人力車牛。一品手力

三十人・車七乘・馬十五匹・隴十五頭、二品手力二十四人・

車五乘・馬六匹・隴十頭、云々」とあり。

## On 'K'o' 課 in the Period of the T'ang Dynasty

by M. Matsunaga

The character 'K'o' 課, used as or in the terms concerning taxation in the T'ang Era, had various meanings and cannot be dealt with as any one concept. I believe that the 'k'o' in 'k'oi' 課役, in 'ko'-tiao' 課調 and in 'tsu-k'o' 租課 respectively means 'tsu' and 'tiao', 'tsu', and rents. The 'k'o' in 'tsu-yung-k'o-tiao' 租庸課調, 'tsu-yung-k'o-shui' 租庸課稅 etc., however, has neither of the above-mentioned meanings, but the same signification as one in 'tzu-k'o' 資課 or 'tzu-k'o' itself, which is found for the first time in a document dated the sixth year of Kai-yüan 開元 (718 A. D.). On the other hand, the 'k'o' as an independent word had made its appearance already in the Chên-kuan 貞觀 period (527—649 A. D.) and meant originally what the obligatory employees of offices and officials, e. g. Fang-ho 防閑, Shu-p'u 庶僕, Pai-chih 白直, and Shih-li 士力, or Mên-fu 門夫 and Hsün-kuan 勳官 etc., paid in compensation for their services called 'tsa-yao' 雜徭 (manuoperations). Yet the word 'k'o' after the appearance of 'tzu-k'o' took a double meaning. Originally the 'tzu-k'o' was a compound word of 'tzu' 資 and 'k'o' 課, and seemed to have come into existence owing to the following circumstances: that the special labour services, in compensation for which 'Kuan-chien-min' 官踐民, 'San-kuan' 散官 and 'Hsün-kuan' 勳官 etc, paid the 'tzu', were imposed severely also on 'Sèi-jèn' 色役人, who had appeared since the reign of Wu-hou 武后, and the 'Sèi' 色役 which they performed had just originated in 'tsa-yao'. Since then the 'tzu-k'o' could also be designated by the were term 'k'o' and was used as the word meaning recompense for 'tsa-yao' and 'Eèi'. The 'k'o' among 'Fu-jèn' 賦人 (taxes to be imposed on person) in Chih-kuan-chih 職官誌 of Chin-T'ang-Shu 舊唐書 may be taken as 'k'o' in the sense of 'tzu-k'o'.